

地域づくりと協働の講演会

～住民に必要とされる自立した自治会を目指して～

「地域住民による協働のまちづくりはなぜ必要なのか。」
立川市大山自治会長として取り組まれた経験から、地域住民が主役となるためのまちづくりについて学びます。

- ▶ 日 時／2月8日(金) 午後7時(開場：午後6時30分)
- ▶ 場 所／佐織公民館 3階 研修室
- ▶ 講 師／佐藤良子氏(東京都立川市大山自治会 相談役)
- ▶ 定 員／150人(先着順・入場無料)



〔講師プロフィール〕

- 1941年 宮城県生まれ
- 1989年 有限会社エスクを設立し、取締役専務に就任
また、1999年より大山自治会長に15年間就任し、現在相談役。自治会加入率100%、孤独死ゼロを実現。
- 2004年 内閣府男女共同参画局「女性のチャレンジ賞」受賞
- 2009年 全国防災まちづくり大賞受賞
- 2011年 東京都地域活動功労者表彰
- 2014年 厚生労働大臣賞受賞

問 市民協働課 ☎(55)7113 主催:(一財)自治研修協会・愛西市



自治基本条例とまちづくり⑧

今回は、愛西市自治基本条例の構成をご紹介します。自治基本条例は、前文と8つの章で構成されています。今回から条例の具体的な内容についてご紹介していきます。今回は、第1条と第2条をご紹介します。



条例の第1条には、条例の目的について、第2条には、条例の用語の定義について書かれています。

(目的)

第1条 この条例は、愛西市における自治の基本的な考え方及びしくみを定めることにより、市民が主体のまちを実現することを目的とします。

(用語の定義)

第2条 この条例における用語の定義は次のとおりとします。

- (1) 市民 市内に居住し又は、通勤・通学する個人及び市内で事業を営む法人その他市内で活動する団体をいいます。
- (2) 市 市議会及び市長等をいいます。
- (3) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (4) 市民参画 政策の立案、実施、評価等の各段階に市民が主体的に参加し、市政の運営に自らの意見や要望を反映させるように努めることをいいます。
- (5) 協働 市民及び市が、お互いの主体性や特性を尊重し合い、それぞれの役割及び責任を果たしながら協力して公共的な課題の解決に当たることをいいます。
- (6) コミュニティ 多様な個人が地域で共に暮らし、連携して地域課題に自主的に取り組む中で生まれる人と人のつながりをいいます。

この条例の目的は、市民が中心となって考え、行動することによりまちづくりがされているまちをつくることです。そのために、自治の基本的な考え方としくみを定めたということです。

今後も自治基本条例について紹介していきます。まちづくりについて一緒に考えていきましょう。

問 市民協働課 ☎(55)7113